

第53回環境安全委員会 議事要旨

1. 開催日時 2025年12月15日(月) 10:00~12:00
2. 開催場所 ホテルイースト21東京 東陽の間
3. 出席者 森口委員長、村山副委員長、中杉委員(WEB)、織委員、森田委員、中野委員
おおやね委員、小嶋委員、横山委員、加納委員、川端委員、小菅委員、
(環境省) 切川調整官(WEB)、甲斐課長(順不同)
4. 議事(公開)

【議題1】東京PCB処理事業所 2025年度これまでの操業・設備保全の状況及び今後の予定

資料1「東京PCB処理事業所 2025年度これまでの操業・設備保全の状況及び今後の予定」に基づき JESCO より説明の後、主な質疑応答等は以下のとおり。

- 委員 ダイオキシンの環境基準を超過した報告の件、JESCOが原因でないことは理解した。では、原因となる施設は特定されているのか？
また、JESCOの10月のデータは良好であり、12月も測定を行うとのことだが、その結果についてはどのような形で区に報告いただけるのか？
そもそも区民の安全に支障はないのか？
- 委員長 これについては、JESCOよりも原因と疑われる施設を管理監督あるいは行政指導される立場の東京都環境局からお答えいただきたい。
- 東京都 原因となる施設は周辺の焼却施設と考えており、当該施設に立入検査・指導をしている。点検の結果、ダイオキシン漏えい個所が特定され、対応が終了したとの報告を受けている。今後も引き続き当該施設での測定を継続してもらい、測定結果および対策の効果について確認することになっている。
当該施設の施設管理者が、その計画内容と調査結果について、年明け後、東京都および江東区様に報告する予定。
- 委員 これまで蓄積してきたPCB適正処理のノウハウを今後どのように生かしていくつもりか？
また、従業員や組織のノウハウを、今後どのような形で残して行くのか教えてほしい。
- JESCO PCB処理については、すでに処理が終了した西日本の3事業所では、ノウハウを後世に残すための報告書の目次の検討や要素技術のまとめを開始している。
東京事業所においても、先行している他事業所、本社の情報を踏まえ、PCBの検討委員会で目次を紹介するなどして進めていく。
どのような人材が関わってきたかだが、「いつまでに最終処分を終わらせる」と期限が決まっている事業ということもあり、それなりの経験年数・年齢の従業員を採用している。世代交代や体制の変化もある中で、東京事業所であれば、解体撤去を含むPCB処理事業を安全・確実に完了できる世代の人達が集まっている。
- 委員長 本社から何かコメントはあるか？
- 本社部長 既にPCB廃棄物処理が終了している北九州等の事業所では、関係者のヒアリングを通して当時の経験等の収集を開始している。また、作業安全関係については、より専門的な解析を通じて、学術論文的な資料も含めて整理していくなどして、経験を外部公表していくことを考えている。

各事業所でも徐々に人は減っているが、運転会社の経験も残していける形で進めているところである。

- 委員 20数年にわたる作業員の安全体制やそのノウハウといった暗黙知の情報は、文章の形で後世に残してほしい。

- 委員 一つ目は、操業開始時から解体撤去までの長期間にわたるヒヤリハット蓄積の例は国内外ともあまりない。操業開始時と解体撤去時とでは、ヒヤリハットの内容も質・量とも違ってくるであろう。そういう観点で最後の段階で記録としてまとめてほしい。他の類似事業にも展開できる。
二つ目は地震などの緊急事態に直面した場合の対応は作られており、今の状況で大丈夫なのか？
- JESCO 操業開始の改善提案やヒヤリハットは、設備は整っていない中での処理を上げていくための作業性や安全性に関するものが多く、時間の経過とともにそれを受けての問題点や対策に関するものが増えていった。
現在は解体撤去に向けて5S等を行っていく中で、作業環境改善等を継続している。
- 委員 大災害に対する備えは本社から願います。
- 本社 災害時の訓練やマニュアルを整備している。他事業所(北海道)では完全停電や津波注意等の経験がある。
東京事業所ではこのような経験はないが、会社全体としての経験となっているため、それなりの対応は可能と考える。
- 委員 資料1の21ページの「4. 操業中の排出源モニタリング及び周辺環境モニタリング」の中の敷地境界のダイオキシン類について2つ質問。
一つ目として、敷地境界のダイオキシンが高くなった理由が東京事業所の排気塔の影響ではないと判断した理由は？
二つ目として、区民や働く人の安心のため、PCB処理事業終了後の解体期間においてもモニタリングをJESCOでやってもらえるのか？
- JESCO 一つ目について、ダイオキシンには様々な組成・種類がある。東京事業所の排気塔から排出されるものと敷地境界のものとは組成も量も違うことから、東京事業所のものではないと判断している。
また、二つ目について、JESCOとして周辺環境は解体撤去完了まで測定継続していく。
頂いた質問は事業所撤去後も測定するという事か？
- 委員長 その後については、第一義的には発生側がしっかりモニタリングすることが必要。
この点は東京都から補足いただきたい。
- 東京都 当該施設は操業を続けており、ダイオキシンの漏えいについても原因究明と対策を行っているとの報告を受けている。
12月に1回目の効果測定の予定。
対策を行った後も、敷地境界でその効果が維持されているかどうかの報告を要請している。

【議題2】東京PCB処理事業所 2025年度これまでの先行解体撤去工事の実施状況及び今後の予定
資料2「東京PCB処理事業所 2025年度これまでの先行解体撤去工事の実施状況及び今後の予定」に基づき JESCO より説明の後、主な質疑応答等は以下のとおり。

- 副委員長 一つ目は、本格的に始まる解体撤去に先立ち、年度ごとに実施する作業と時期について、もう少し詳しい情報があつていいのでは？例えば四半期ごとの情報もあつていいと思う。
- 二つ目は、解体撤去フェーズになるとこれまでと体制が変わることから、「解体撤去災害防止協議会」を設置するのは良いこと。特に緊急時の対応についても非常に大事なので、そのあたりの考え方を聞きたい。
- またヒヤリハット報告やKY活動も非常に重要。そのあたりについてもお話を頂きたい。
- JESCO 14ページの「4. 解体撤去の基本的な進め方5) 解体撤去の全体スケジュール 変更後」には大きな流れを示したが、設備単位ではもう少し細くなる。
- 特に高濃度を取扱った設備を優先して撤去するという試みの中で、もう少し細かな表現を工夫したいと思う。
- また、残った高濃度に接していない設備についても、工事範囲の設定等を含めた計画を理解して頂けるような資料を作成していきたい。
- 解体撤去災害防止協議会は、各協力会社間でヒヤリハット報告書やKY事例などを紹介し合い、共有する場と位置付けている。
- 副委員長 計画は難しいとは思いますが、できるだけ事前の計画を連絡して頂き、その結果について後で報告いただきたい。
- また、ヒヤリハット、KYとともに緊急時の体制についても今後対応いただきたい。
- JESCO 拝承。
- 委員 11ページ「4. 解体撤去の基本的な進め方 2) PCBの除去分別における解体工事着手基準(解体撤去マニュアル)」のところで、卒業基準をクリアして、PCBがすでに付着していない状況になれば普通の解体と変わらないとの説明。地域住民に説明するために伺いたいのが、この卒業基準が認定されるまでは施設から外部に搬出されないという理解で良いのか？
- JESCO 解体撤去基準(20mg/kg、表面で4 μ g/100cm²)のさらに下の0.5mg/kgに向けてまずは取り組む。どうしても残ってしまう箇所については、マニュアルに従って進める。
- ただしあくまでも目指すのは0.5mg/kg。
- 委員 というと、卒業基準に満たない場合もリスクが少なければ施設外に搬出される可能性があるのか？
- JESCO 通常の解体として問題ないとマニュアルに定められている。
- 委員長 委員の質問のポイントは、施設外の搬出に関してどういうレベルのものが敷地外に搬出される可能性があるのか、である。
- JESCO 10ページの建築解体フロー「4. 解体撤去の基本的な進め方 1) 基本フロー(解体撤去マニュアル)」には解体撤去基準20mg/kg、4 μ g/100cm²とあるが、北九州事業所の実績ではこの基準レベルの解体物は限りなくなく、該当性判断基準以下0.5mg/kgにして解体している。
- どうしても取れないものについて、解体撤去基準以下だからと言って、どんどん無害化処理認定施設に出せば良いとは考えていない。
- 委員長 今後、解体が進むにつれて搬出物が具体的に出てくるかと思うので、次回以降、より詳細に分かる資料をご用意いただきたい。
- JESCO 拝承。
- 委員 11ページ「4. 解体撤去の基本的な進め方 2) PCBの除去分別における解体工事着手基準(解体撤去マニュアル)」の表に設備のPCB廃棄物、工事の着手のことは書いてあるが、どこに搬出するのかの説明はないので、それを作って頂きたい。
- その表の下に有価物や二次廃棄物として搬出した実績や割合等を付け加えてみるのも一つの手。

最後はJESCOの中でどのぐらい有価物として利用できたのかが見えてくるような形にして、後ろの23および24ページにある表(解体撤去物(事業所内処理物・二次廃棄物)の月別・年度別処理実績)と対比ができるようにしてもらえるといいのかと。

●委員長 11ページ「4. 解体撤去の基本的な進め方 2) PCBの除去分別における解体工事着手基準(解体撤去マニュアル)」の図の中には、全てが矢印のまま卒業基準となるのか、途中で敷地外に持ち出すこともあるのかの表現がし切れていない。そういったところの精度を高めた資料を次回以降、御用意いただければ、皆様の理解が進むかと思う。

○JESCO 拝承。

●委員 戦後最大の公害である水俣病は今も話題になることがある。PCBも今後そういうような話が出てくる可能性は否定できない。

江東区の中でも人が多く住む地域で、そういう噂や風評が出るのは、非常によろしくない。

したがって、定期的に説明、すなわちしっかりこういうことをやっているということ、江東区や区議会にしっかり説明していただきたい。

江東区では年4回の定例議会がある。そのうちの最低でも1回か2回はこういう処理をして、安全である、問題ないことをしっかりと報告していただきたいと思うが、その辺の認識をお聞かせいただきたい。

●委員長 地域住民に安全・安心感を持っていただくためには、科学的に難しい資料を出すだけではなくて、処理施設に携わっている方が信頼できる人である、その信頼がないとなかなか安全・安心は成り立たないと思う。そういう信頼関係の構築も含めて御尽力いただきたいと思う。JESCOからの答えをお願いします。

○JESCO 地元のご理解を受けてPCB処理をしてきた。その間、定期的に報告をして、地域の方々に理解して頂いてきた。PCBの処理は終了するが、解体撤去にフェーズが移ったからと言っても何も変わることなく、しっかりと東京都および江東区に月次報告する。環境安全委員会での報告もしかり。

●委員 14ページ「4. 解体撤去の基本的な進め方 5) 解体撤去の全体スケジュール 変更後」のスケジュールの中で、最後の2033年に土壤調査をするのとある。土壤調査をしても処理すべき土壤はないと考えているが、それを確認しなくてはならない。また、処理すべき土壤が出てきた場合にはどうするのかを事前に考えておく必要がある。

●委員長 土壤調査の件は以前にも委員から御指摘いただいたと記憶しているが、今回の資料でも2033年度、解体撤去が全て終わってから実施すると書かれている。

場合によっては、より早い段階で予備調査をする必要性もあるかもしれない。

その辺りを含めて、JESCOと相談しながら進めさせていただきたい。

○JESCO 拝承

< 事務局連絡 >

次回、第54回環境安全委員会は、3月中下旬を目途に委員長と相談の上、各委員の方々と日程調整をさせていただいた上で、進めて行く。

以上